

平成30年9月3日

保護者並びに生徒の皆さんへ

兵庫県立山崎高等学校

授業日に警報が発表されたときの対応について（改訂）

I <平常の授業時>

- ①午前7時以降に、宍粟市に暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪のいずれかの警報が発表されている場合は自宅で待機する。午前9時までに警報が解除された場合は、**4校時（11時50分）より授業を開始する。**（午前9時に解除された場合を含む。）その場合、当該の4校時から6校時の授業準備をして、安全な方法で登校する。なお、遠方からの通学生徒については、状況により午前中公欠等の配慮を行う場合がある。午前9時までに警報が解除されない場合は、臨時休業とする。
- ②宍粟市に警報が発表されていなくても、午前7時以降に、居住市町に暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪のいずれかの警報が発表されている場合は、自宅で待機する。午前9時までに警報が解除された場合は、安全な方法で登校する。午前9時までに警報が解除されない場合は、公欠扱いとする。

（備考）

- | | |
|-------------|--------|
| 11:40～11:45 | 出欠確認 |
| 11:50～12:40 | 4校時の授業 |
| 12:40～13:25 | 昼休み |
| 13:25～14:15 | 5校時の授業 |
| 14:25～15:15 | 6校時の授業 |

II <定期考査期間中>

- ①午前7時以降に、宍粟市、姫路市、たつの市のいずれかの地域に暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪のいずれかの警報が発表されている場合は、臨時休業とする。当該考査は考査最終日の翌日に実施することを原則とするが、臨時休業日が2日以上になった場合など、一部の考査時間割を変更する場合もある。
- ②午前7時以降に、宍粟市、姫路市、たつの市以外の居住地に暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪のいずれかの警報が発表されている場合は、該当生徒は公欠扱いとし、該当の科目については見込点とする。（追考査がある科目については実施する。）追考査は、考査最終日の翌日に実施することを原則とするが、臨時休業日が2日以上になった場合など、一部の考査時間割を変更する場合もある。